

沼津市都市公園条例の一部改正について

沼津市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年11月20日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市都市公園条例の一部を改正する条例

沼津市都市公園条例（昭和38年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第15条の 2 関係）

大岡公園のテニスコート

区分			基本使用料	
コート	一般	市内	1 面 2 時間につき	830円
		市外	1 面 2 時間につき	1,660円
	児童・生徒	市内	1 面 2 時間につき	410円
		市外	1 面 2 時間につき	830円
照明施設			1 面 1 時間につき	260円

備考

- 「一般」とは、児童・生徒及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 「児童・生徒」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「市内」とは市内に住所を有する者をいい、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。
- 2 時間を超えて使用するときのコートの使用料の額は、1 時間（1 時間に満

たないときは、１時間とする。)につき、基本使用料の１００分の５０に相当する額を加算した額とする。

６ １時間以内で使用することを認めたときのコートの使用料の額は、基本使用料の１００分の５０に相当する額とする。

７ 上記の使用料の算定において、１０円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第２（第１５条の９関係）

愛鷹運動公園のテニスコート

区分				基本利用料金	
コート	入場料を徴収しない場合	一般	市内	1 面 2 時間につき	1,460円
			市外	1 面 2 時間につき	2,920円
		児童・生徒	市内	1 面 2 時間につき	730円
			市外	1 面 2 時間につき	1,460円
	入場料を徴収する場合			1 面 2 時間につき	4,400円
照明施設				1 面 1 時間につき	260円
大会運営棟				1 棟 1 時間につき	260円

備考

別表第１の備考１から備考７までの規定は、この表について適用又は準用する。この場合において、備考５から備考７までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

「提案理由」

安定した施設運営を図るため、使用料等に関する規定を改めるものである。